

施設名：日野市立やまばと

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。
- ・ 事務効率・経費削減等の工夫がされているか。
- ・ 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人 日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。(第4条第1号)	①障害者ある市民及びその家族の平等な利用が確保されているか。	292点	385点 (55点×7人)
	②障害のある市民及びその家族が利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるか。(第4条第2号)	①公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。	186点	245点 (35点×7人)
	②事務効率・経費節減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	181点	245点 (35点×7人)
	②防災・防犯時の危機管理対応策は適切であるか。		
	③日常的な安全管理が十分に考えられているか。		
	④日常的な衛生管理が十分に考えられているか。		

個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27点	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	96点	140点 (20点×7人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		782点	1,050点 (150点×7人)
付加点		70点	
合計		852点	

＊ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

＊ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 多くの要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

＊ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上100点	+20点
2	「良」	70点以上80点未満	+15点
3		60点以上70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 65.2 点）に基づき、10 点×7 名＝70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

（５）指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

●選定理由

障害者自立支援法に基づく障害者の地域生活を支援する施設として、市と協調して事業を展開する必要がある当該施設の管理運営について十分な経験があり、施設の特性を生かし、公の施設としての効用を発揮したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・施設の設置目的に即した機能を発揮できるように、より一層職員配置・職員研修に万全を期すること。
- ・中途障害者、知的障害者を含め今後ますます多様な支援が求められる。適切な対応ができるよう職員の専門性を高める研修を確立し、幅広い支援を図ること。
- ・個人情報保護、環境への配慮、安全管理、衛生管理についての具体的な計画を作成して施設の管理運営をあたること。
- ・施設の管理監督にあたる幹部職員については、事故等の未然防止、業務改善促進のために業務の実態掌握に努めること。
- ・事業の展開にあたっては、収支に十分配慮し、更なる経営体質の改善を行うこと。
- ・所管課は、指定管理者による業務の遂行状況を常時把握しておくため、頻度高く現場視察を行うこと。